

東京都における社会福祉法人の 連携による地域公益活動について

『 報 告 書 』

平成28年3月30日

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会貢献事業検討委員会

目 次

I	検討経緯	
1	社会福祉法人を取り巻く背景と社会福祉法人に求められる地域公益活動	1
2	東京都における地域公益活動に関する検討経緯	2
II	「中間のまとめ」の概要	
1	東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業のスキーム	4
2	実施にあたっての基本的な考え方	7
3	3つの層による取組み	10
III	東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動	
1	「東京都地域公益活動推進協議会」の設置案	13
2	各社会福祉法人による取組みの推進〔3つの層による取組み－1〕	16
3	地域ネットワーク化と連携による取組みの推進〔3つの層による取組み－2〕	16
4	広域における連携事業の推進〔3つの層による取組み－3〕	19
5	情報発信・普及啓発	25
6	3つの層の取組みを進めるための財源	27
7	平成28年度の推進に向けて	30
IV	地域公益活動推進のための提案内容等に関するQ&A	33
	参考	
1	東京都社会福祉協議会社会貢献事業検討委員会設置要項	40
2	東京都社会福祉協議会 社会貢献事業検討委員会、小委員会 委員名簿	41
3	東京都社会福祉協議会 社会貢献事業検討委員会 開催経過	44

I 検討経緯

1 社会福祉法人を取り巻く背景と社会福祉法人に求められる地域公益活動

1 新たなニーズと求められる取組み

これまで日本の社会福祉制度は、児童・障害・高齢といった対象者に合わせた分野ごとに作られ、発展してきた。しかし、少子・高齢化、家族や地域での助け合い機能の低下、不安定な雇用や低収入による生活の不安定化などを背景として、ひきこもり、孤独死、社会的孤立、ゴミ屋敷、育児困難、子どもの貧困、ワーキングプア、失業後の再就職困難等の深刻な課題が増えている。これらの課題は「制度の狭間の課題」や「複合的課題」と言われ、これまでの社会福祉制度では対応することが困難な新たなニーズである。

このような中、平成27年4月から新たな施策がスタートしている。様々な困難の中で生活に困窮している方の包括的支援を行う生活困窮者自立支援制度、高齢分野における地域包括ケアシステムの構築、子ども子育て支援新制度等、いずれも、地域資源の開発やネットワーク化など、地域づくりの視点が含まれている。複雑な課題に対応していくためには、分野を問わず包括的に相談・支援をしていくことや、地域全体で支えることが必要である。

新たなニーズに対応していくためには、社会福祉法人等、多様な団体が地域住民等と連携して支えるしくみを創って新しい制度を機能させ、既存の制度では対応できない課題に向き合い、積極的に取り組んでいくことが求められている。

2 社会福祉法人制度改革の動き

慈善事業としての歴史を背景としつつ、措置制度のもと、社会福祉事業を行うことを目的として設置された社会福祉法人は、厳しい規制を受ける一方、補助金や税制優遇等のしくみを伴う公的法人として機能してきた。しかし、ニーズが多様化する中、サービスの供給主体の多様化、利用者の主体的な選択に資する利用契約制度への変更等、平成12年の社会福祉基礎構造改革により、社会福祉のしくみが大きく変容した。株式会社、NPO法人等の多様な経営主体が福祉サービスの担い手に加わる中、社会福祉法人が税制優遇を受けることに関してイコルフットィング論が強く主張されるようになった。また、社会保障制度改革国民会議は、「社会福祉法人は、非課税扱いされるにふさわしい国家や地域への貢献が求められる」と提唱している。

このようなことを背景として、社会福祉法人の在り方について、国レベルでの検討が進められ、「規制改革実施計画」、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書」、「社会保障審議会福祉部会報告書『社会福祉法人制度改革について』」が示された。そして、これを踏まえて社会福祉法人制度改革を行う社会福祉法改正へとつながった。

改正社会福祉法は、公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するとして、「経営組織のガバナンスの強化」、「事業運営の透明性の向上」、「財務規律の強化」、「地域における公益的な取組を実施する責務」等が挙げられている。

3 改正社会福祉法における位置付け

改正社会福祉法は、「地域における公益的な取組を実施する責務」として、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」と規定している。つまり、社会福祉充実残額の有無に関わらず、すべての社会福祉法人に対して、地域における公益的な取組を実施する責務が位置付けられたことを認識しておく必要がある。

その上でさらに「財務規律の強化」として、純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（社会福祉充実残額）を明確化して、計画的に①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に再投資するとしている。

2 東京都における地域公益活動に関する検討経緯

1 社会福祉法人協議会による検討

東京都社会福祉協議会社会福祉法人協議会（以下「法人協」という）は、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対して、社会福祉法人が連携して支援するしくみを作ろうと、平成25年度から検討してきた。平成26年度に「寄り添い型連携支援」の検討案を示し、各部会等に説明し意見交換を行った。

「地域で必要とされることに取り組むことは、社会福祉法人の役割である」「これまで社会福祉法人が取り組んできたことが伝わっていない」という意見などがあつた。また、検討案に対して、賛成する声もある一方、人材確保や財務状況から難しいという意見もあつた。法人や施設として参加しやすいしくみにするためには、「各施設等の持つ専門性を活かした取組みだと参加しやすい」「区市町村域での連携が現実的」「地域のニーズ、地域の実状に応じた取組みが必要」「区市町村社協との連携が重要」といった意見もあつた。

一方、各地域では、平成27年4月の「生活困窮者自立支援制度」スタートに向け、準備が進められている状況であつた。この制度の目標は「生活困窮者の自立と尊厳の確保及び生活困窮者支援を通じた地域づくり」とされている。併せて、さまざまな困難の中で生活に困窮している方に対する包括的支援、アウトリーチによる早期的、個別的な支援、本人の段階に合わせた切れ目なく継続的な支援等、新しい支援のかたちが見られている。また、分権的・創造的な支援として、官と民、民と民の協働、地域の支援体制の創造があげられている。このような理念のもとで支援体制を構築するため、すべての福祉事務所設置自治体において、それぞれの地域の実情に即した形で自立相談支援機関を中心とした新たな相談支援体制づくりに懸命に取り組んでいる状況であつた。そのため、それぞれの地域の動きとは別に、東京都内全域で社会福祉法人が相談支援事業を実施する案について、地域での混乱を心配する声も聞かれた。

各自治体の規模が大きく、多様な社会資源がある大都市東京の背景を踏まえて地域づくりが進められている中で、社会福祉法人による社会貢献事業についても、身近な各地域の実情を踏まえたあり方を検討していく必要があつた。地域によって、ニーズ、社会資源が異なれば、社会福祉法人に求められる役割も異なる。地域の方々の目に見える活動としていく意味でも地域づくりの視点で社会貢献事業を検討していく必要性が高まり、地域関係者や行政等の視点も加えて検討するため、東社協として委員会を設けて検討することになった。

2 平成26年度 東社協社会貢献事業検討委員会による検討と「中間のまとめ」

法人協による検討を踏まえ、法人・施設関係者だけではなく、区市町村社協や民生・児童委員、ボランティア関係者、行政関係者等の視点も加えて検討するため、平成26年11月に東社協社会貢献事業検討委員会を設置した。そして、平成27年3月に検討結果を「中間のまとめ」として、東社協会長に提言した。

※「中間のまとめ」の内容は、本報告書 **Ⅱ「中間のまとめ」の概要** に掲載。

3 平成27年度 東社協社会貢献事業検討委員会による検討と最終報告

平成27年度は「中間のまとめ」に基づき、区市の行政関係者の参画も得た「社会貢献事業検討委員会」のもとに、「普及啓発小委員会」、「広域連携事業検討小委員会」、「財源・基金検討小委員会」を設け、スキームや事業の検討を行ってきた。また、「中間のまとめ」を踏まえ、平成28年3月現在で25区市町村において区市町村内の社会福祉法人によるネットワーク作りが進むと共に、会員施設等への普及啓発、地域のニーズに応える取組みに関する情報発信に取り組んできた。

※平成27年度の検討内容等は、本報告書 **Ⅲ東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動** に掲載

Ⅱ 「中間のまとめ」の概要 平成27年3月24日

1 東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業のスキーム

1 理念

○社会福祉法人が地域の関係者と共にネットワークを組み、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」等のニーズに対してサービスの創造及び支援を行い、地域で必要とされる役割を果たす。

2 目的

- (1) 地域のニーズを捉える。
- (2) 福祉制度等の利用につなげる。
- (3) 「制度の狭間の課題」や「複合的課題」等、制度では対応できない課題に向き合う。
- (4) 複数の施設等や団体、関係機関が連携して対応する。
- (5) 必要とされるサービスや支援を創造し実践する。
- (6) 実践に基づき、新たな福祉サービスの制度化につなげる。

3 実施体制

○社会福祉法人、区市町村社協、東京都社会福祉協議会（以下「東社協」という。）の連携事業とし、東社協は地域連携事業を支援、広域連携事業を実施する。

4 事業内容

(1) 社会福祉法人による社会貢献事業のネットワーク化

①地域における社会福祉法人・施設等の連携体制の構築

○各区市町村域において、当該地域で社会福祉事業を実施している社会福祉法人・施設等が、種別を超えて連携できるよう、ネットワークづくりを行う。

②各地域のネットワークをつなげる広域連携体制の構築

○地域ごとに構築したネットワーク同士が連携して、情報交換や利用者支援等を行えるよう、東社協が支援を行う。

○地域ごとに構築したネットワークが東京都全域において連携できるよう、東社協において、共通する業務や事業を行う。

(2) ネットワークを基盤としたプラットフォーム（協議会）づくり

○各地域において、社会福祉法人によるネットワークを基盤として、課題に応じて多様な関係者が参加するプラットフォーム（協議会）づくりにつなげる。

(3) 児童・障害・高齢等の分野を超えて地域のニーズを把握するしくみの構築

①立ち上げ段階でのニーズ把握

○各施設等におけるサービス提供の中で対応しきれていないニーズを捉えなおし、社会福祉法人のネットワークで共有することが考えられる。また、地域で多様な主体の参加するプラットフォー

②共通する事業実施に必要なツール等の提供

③情報提供

○①～③については、主に東社協が実施する。

(8) 地域ニーズの分析及び各社会福祉法人や地域の社会貢献事業に基づく提言活動

①東社協「地域福祉推進委員会」等における提言

②区市町村社協等における提言

○本事業を通じて把握したニーズの分析や、それに対する各社会福祉法人、地域における社会貢献事業の実施状況に基づき、制度化する必要があることについては、上記①②等の提言活動につなげ、社会福祉制度の向上に資する。

5 運営体制

(1) 地域（区市町村域）

○各地域の実情に応じて必要な組織を設置し、地域における事業活動を行う。

(2) 広域（東京都全域）

○東社協において、①運営委員会 ②基金管理委員会 ③共通課題検討委員会、その他、必要に応じた組織を設置し、広域における事業活動を行う。

6 事務局体制

(1) 地域（区市町村域）の取組み

地域のネットワーク化の状況等に応じて、主に下記の2通りが考えられる。

①区市町村社協に事務局を設置する。

②当該区市町村内の社会福祉法人・施設等に事務局を設置する。

(2) 広域（東京都全体）の取組み

東社協に事務局を設置する。

2 実施にあたっての基本的な考え方

1 社会福祉法人の主体的な取り組み

- 本事業は、各社会福祉法人による主体的な地域への貢献の意思や取り組みを前提として、地域ごとの連携及び広域における連携体制を築くことをめざす。
- 一法人一施設の社会福祉法人もあれば、複数の区市町村や都道府県で事業を展開する法人もあり、規模は様々である。事業実施にあたっては、意思決定や人員配置上の工夫、設備の活用等、法人としての検討や判断が必要となる。
- 一方、社会福祉法人の地域住民との接点は、各施設等であり、そこで従事する施設長や職員である。各地域のニーズに対応した取り組みを具体的に実施するにあたっては、法人における判断を受け、各施設等における検討や取り組みが必要であり、実際にその業務を担当するのは、多くの場合は、施設等の職員が想定される。
- その際、施設長並びに職員全員が社会福祉法人の責務と社会貢献事業の理念や意義を改めて共有し、組織全体のバックアップのもと、取り組みを進めることが重要である。

2 3つの層によるしくみ

- 取り組むべき課題は、施設等の利用者やその関係者、施設等の近隣住民等によって把握されたニーズ、区市町村ごとの地域の課題として把握されたニーズ、東京都広域で把握されたニーズ等、様々なものが考えられる。
- ニーズに対応した社会貢献事業を実施するにあたり、それぞれの社会福祉法人・施設等の取り組みにより支援できる課題もあれば、複数の法人等の連携により取り組まなければ解決できない「制度の狭間の課題」や「複合的課題」もある。また、課題への対応は、内容に応じて専門性を持つ施設等が本来業務の延長線として取り組んだ方が法人にとっても取り組みやすく、かつ適切な支援につながる可能性が高い。
- 本事業は、ニーズに応じて、「各社会福祉法人」「地域（区市町村）における連携」「広域（東京都）における連携」の3つの層による社会貢献事業で対応するしくみとする。

3 資源とニーズを一体的に見る視点

- 地域によってニーズが異なることと合わせて、既存の福祉サービス資源の分布状況も異なる。ニーズ把握を行い、既存の福祉サービス等により支援できるものは、制度利用につなげていくことを第一とするが、それでは支援できない課題が、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」であり、新たなサービスの創造等が必要となる課題といえる。
- そのため、地域におけるニーズの把握と合わせて、資源の把握を行い、資源とニーズを一体的に見ていく視点を持ち、不足する資源づくりに取り組むほか、「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対応するサービスや活動の創出が必要である。

4 地域特性を踏まえたスキームと柔軟な事業構築

- 社会福祉法人・施設等を含む社会資源の分布状況、行政、区市町村社協、その他関係機関、団体同士の関係性、住民主体の活動の状況等は、地域によって大きく異なり、それぞれの特性がある。また、区市町村社協の実施事業、組織体制等の状況も地域によって様々である。

- 地域ごとのネットワークを構築していくにあたっては、地域ごとの特性を踏まえて取り組むことによって、将来的に継続できる地域に根ざしたしくみへの発展が求められる。
- 各種の施設、区市町村の社協、行政の位置付けの違いにより、各地域のネットワークのイメージは、下記の例示のようにいくつかのパターンが考えられる。また、例示以外にもそれぞれの地域の実情に応じたネットワークの構築が期待される。
- また、地域における社会福祉法人等の連携による事業を構築するにあたっては、多様な種別・規模の社会福祉法人・施設等が参加できるよう、地域特性やニーズ、社会資源の状況を踏まえて、地域ごとに柔軟な事業を構築できるよう推進する。

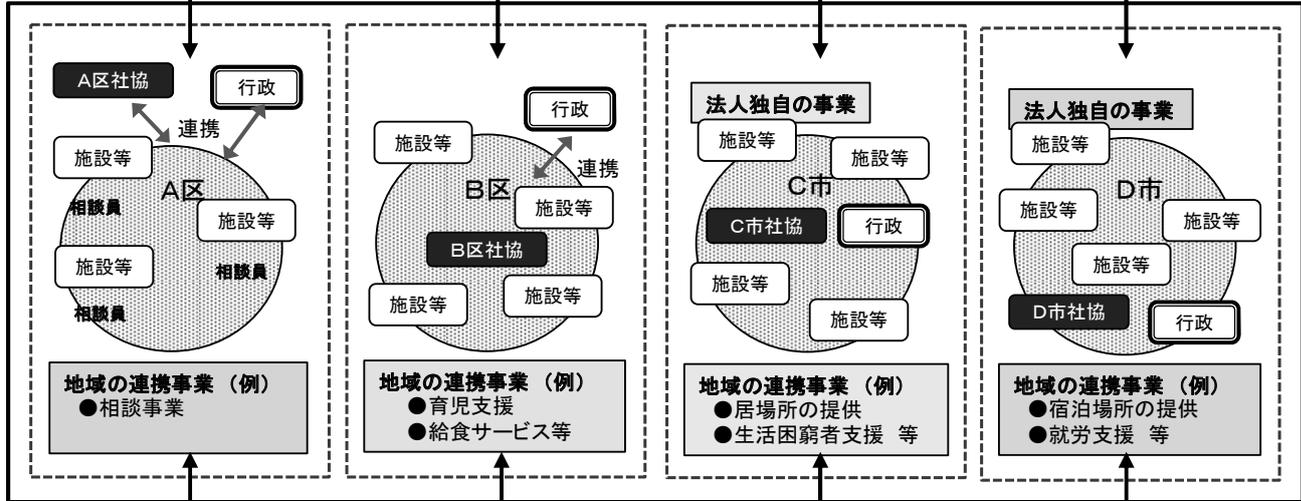
地域特性を踏まえたネットワークのイメージの例

〔A区〕 社会福祉法人・施設等同士が率先して連携体制を構築し、区市町村社協や行政が側面から支えて連携するパターン。

〔B区〕 区市町村社協が中心となって社会福祉法人・施設等の連携体制を構築し、行政が側面から支えて連携するパターン。

〔C市〕 区市町村社協と行政が中心となって社会福祉法人・施設等の連携体制を構築するパターン。

〔D市〕 地域の社会福祉法人が中心となり、地域の社会福祉法人・施設等、区市町村社協、行政の連携体制を構築するパターン。



柔軟な事業構築の例

多様な種別・規模の社会福祉法人・施設等が参加できるよう、地域特性やニーズ、社会資源の状況を踏まえて、地域ごとに柔軟な事業を構築する。

※図中の各地域の「施設、社協、行政の位置付け」、「法人独自の事業の有無」、「地域の連携事業 (例)」は例示であり、連動していない。いずれも各地域ごとに検討して決定していくため、多様なパターンがあり得る。

5 社会福祉法人のネットワークづくりから開始

- 社会福祉法人が区市町村社協と連携・協働して社会貢献事業に関するネットワークをつくるのが期待される。
- 具体的には、まず、施設長等が集まる機会を設け、顔の見える関係を作ることから始めることが考えられる。既存の連絡会等が存在する地域では、その組織から発展させていくことも有効である。

- その進め方は、区市町村社協から地域の法人・施設等に呼びかける方法や、逆に施設等の連絡会が中心となり、区市町村社協と連携し、分野を超えたネットワークを作っていく方法などがある。
- 地域福祉を推進するにあたり、地域の様々な関係者とのネットワークを持つ区市町村社協との連携は欠かせず、地域の実情に応じたネットワーク構築が望まれるが、いずれの場合も社会福祉法人が主体的に実施する事業として位置づけることが重要である。
- 地域で施設長等によるネットワークを築いた後、日常的に地域のニーズに触れ、支援する業務に携わるリーダー的な職員がつながる場を作ることが望まれる。その中で、各施設等で把握しているニーズ、取り組んでいること、当該事業所では解決できないニーズ等の情報交換を行うことなどが、次の取り組みとして考えられる。
- 日常的に連携できる関係作りが進んだ段階で、地域のニーズの解決に取り組むために、新たな事業の創造や、複数法人の連携による事業実施の必要性やその可能性、多様な関係者との連携等について検討していくことなどが考えられる。

6 社会福祉法人のネットワークを基盤としたプラットフォーム（協議会）づくり

- 地域では、社会福祉法人以外にも、NPO法人、株式会社、ボランティア団体、公的機関、民生・児童委員等、多様な立場の関係者や、地域住民の主体的な活動によって、福祉課題への対応が進められている。
- また、地域包括ケアシステム、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援制度等、各分野で多様な関係者によるプラットフォーム（協議会）をつくり、支援やサービスの創造をしていくことが期待されている。
- 「制度の狭間の課題」や「複合的課題」には、声なき声（潜在的ニーズ）を汲みあげ、新たな支援を創造して取り組むことが求められる。
- そのため区市町村社協や民生・児童委員等をはじめ、多様な関係者との連携により、各地域における多様な立場の関係者の顔の見える関係づくりから始め、地域ニーズや取組みの情報交換、連携事業の必要性や実施可能性を検討することが考えられる。
- 地域におけるプラットフォーム（協議会）づくりを進めるにあたり、社会福祉法人が率先して取り組み、社会福祉法人によるネットワークがその基盤となり、役割を果たしていくことが望まれる。

7 できるところから始めて最終的に東京全域で実施

- 地域の福祉課題や社会福祉法人を取り巻く変化を踏まえ、できるだけ早く本事業に取り組む必要がある。しかし、地域により状況が異なるため、着手する時期やその進捗状況には、地域差が大きいことが想定される。
- そのため、できるところから順次、地域のネットワーク化による実践に取り組み始めることとする。地域の取組みを東社協がバックアップし、段階的に展開して、最終的には東京都内全域で実施する。

3 3つの層による取組み

1 各社会福祉法人による取組み

(1) 各社会福祉法人の事業等を通じた地域のニーズ把握

- 各社会福祉法人・施設等は、地域で実施している社会福祉事業等に関連するニーズはもちろんのこと、利用者や利用者の家族、地域住民と接することにより、既存の制度では対応の難しいニーズと出会う多くの機会がある。
- これまでもそれらのニーズに基づき、必要なサービスの提供等に取り組んできた実績がある社会福祉法人も少なくない。一方でニーズを把握していても、当該社会福祉法人・施設等では取り組むことが難しい課題もある。
- このようなことについて、今後は、当該社会福祉法人・施設等での支援が困難でも、地域で連携して解決に向けて取り組んでいく課題として捉える視点を持つ必要がある。また、地域のネットワークにおいて、それらの課題を共有していくことが重要である。

(2) 各社会福祉法人独自の取組みの社会貢献事業としての位置付けと積極的な情報発信

- 各社会福祉法人・施設等は、既存の制度では解決が難しい地域のニーズに対応する取組みを実践してきているものの、それを可視化することについては、十分取り組めていなかった。今後は、その実践を継続するとともに、可視化できるよう「社会貢献事業」として位置付けて情報発信していくことが必要である。
- これまで取り組むことができていなかった社会福祉法人・施設等は、積極的に社会貢献事業の位置づけを明確にして取り組むことが求められる。
- また、各社会福祉法人・施設等は、自らの積極的な情報発信と共に区市町村域、さらに広域でまとめて情報発信することができるよう、地域のネットワークに情報提供を行う。

(3) 地域の関係者との連携

- 各社会福祉法人・施設等が持つ専門性だけでは取組みが困難な課題は、地域のネットワークを活かし、他の専門性を有する社会福祉法人・施設等の支援や地域での連携による支援につなげる。

2 各地域における取組み

(1) 各地域の実情を踏まえた社会福祉法人のネットワークづくり

- 各地域において社会福祉法人は経営する施設等によるネットワークづくりを行う。連携による事業の実施を必ずしも前提とはせず、まずは顔の見える関係づくりを重視する。

(2) 「ニーズの発見と気づきのシステム」づくり

- 多様な関係者によるプラットフォーム（協議会）を立ち上げて、各社会福祉法人・施設等や地域の相談機関が把握したニーズを集約し、整理・分析を行うことや、相談事業等の実施など、意図的にニーズ発見をしていくためのしくみを検討する必要がある。また、その際には地域住民の声を把握するための工夫をすることが必要である。

- 「ニーズの発見と気づきのシステム」を構築することにより、関係者が地域のニーズに向き合い、問題を共有することによって、地域の実情に応じたしくみづくりが可能になる。

(3) ニーズを踏まえた支援・事業の創造

- 各社会福祉法人独自の取組みの実施状況を把握し、社会福祉法人・施設等の社会貢献事業の促進を図るための情報提供等を行う。
- 地域のニーズの中で、個々の社会福祉法人・施設等の取組みでは解決できない課題に即応するため、施設等の持つ強みを生かし、開拓性、柔軟性を持って、複数の社会福祉法人・施設等の連携による事業の検討を行う。

(4) 地域の取組み状況等を発信し、広域で共有するための取組み

- 各社会福祉法人の取組みや各地域ごとのネットワークづくり、複数の社会福祉法人・施設等の連携による事業の検討状況等を積極的に共有・発信すると共に、広域（東京都全域）での共有と幅広い発信を進めるため、東社協が情報の集約と提供を行う。

3 広域における取組み

(1) 地域の社会貢献事業の取組みの推進及び支援

- 各地域におけるネットワーク化や複数の社会福祉法人等の連携による事業実施に向けた取組みを推進するため、東社協の職員は地域に積極的に出向き、区市町村社協職員や社会福祉法人の職員と協働する。また、他の地域や各地の取組み、その他関連情報の収集と提供を行う。

(2) 複数の地域における取組みに基づく全体のスキームの検討

- ネットワーク化や複数の社会福祉法人・施設等の連携による事業の検討について、先行的に開始した地域の状況をもとに、東社協において社会貢献事業検討委員会を引き続き開催し、地域間の連携や東京都全体のスキームの検討を行う。

(3) 財源の検討

- 本事業の財源として、社会福祉法人が特別会費を出し合い、基金を設置することが考えられる。基金の設置は、東社協内又は、各地域ごとの設置が考えられるが、そのあり方や金額、会計上の整理等、検討する必要がある。
- ただし、社会保障審議会福祉部会による「社会福祉法人制度改革について」に基づく、今後の法改正、その他の動向を踏まえて検討を行う必要がある。

(4) 社会福祉法人独自の社会貢献事業及び地域の連携事業の積極的な情報発信

- 各地域で把握したニーズや地域の社会福祉法人・施設等による社会貢献事業の実施状況、また地域のネットワーク化の状況や地域での連携による社会貢献事業の実施状況に関する情報を東社協において集約し整理の上、発信する。
- 事業全般において、積極的な発信を行うため、「見せる化」を工夫をする。
- 広報・PRを得意とする株式会社等のノウハウなど、企業の社会貢献活動とも連携した発信のしく

みを検討し、東社協が主体的に情報発信を実施する。

(5) 東京全域における事業実施の推進

- 社会貢献事業検討委員会における検討を踏まえ、事業全体のスキームを構築する。その上で、東京全域における事業実施に向けての普及・啓発活動等を実施する。
- 東社協は、地域ごとに構築したネットワーク同士が連携して、情報交換や利用者支援等を行えるよう支援する。また、東京都全域における連携に関する共通する業務や事業を行う。
- 多数の地域でニーズがある事業や、広域連携が望ましい内容について、ニーズを集約・分析し、東社協において検討し社会貢献事業を実施する。

Ⅲ 東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動

1 「東京都地域公益活動推進協議会」の設置案

1 「社会貢献事業」から「地域公益活動」へ

- これまで「社会貢献事業」と表現してきたが、改正社会福祉法に基づき、「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の両方を含める表現として、「地域公益活動」とする。



改正社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。

平成28年1月14日 社会福祉法人の運営等に係る講習会（東京都福祉保健局指導監査部） 資料より

「地域における公益的な取組」（法第24条第2項）

法令により規程されている事業や財政措置されている事業（自治体からの委託事業等）以外の取組又は事業を法人の責務として実施



「地域公益事業」（法第55条の2第4項第2号）

（社会福祉充実残額がある場合）

社会福祉充実計画に基づいて実施する無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する事業

- 社会福祉充実残額の有無に関わらずすべての法人が対象となる「地域における公益的な取組」を東京都全域で推進していく。また、社会福祉充実残額がある法人が「地域公益事業」を実施する場合、社会福祉充実計画を立て、所轄庁の承認を得るという手続きになるが、「地域ニーズに基づく制度外の取組み」という点は共通する。「地域公益事業」を実施する法人にとっては、その事業は、社会福祉法人としての責務を果たす広い意味での「地域における公益的な取組」の一部に位置付けられると考えられ、「地域公益事業」に取り組む法人の活動の推進も図る。
- また、「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の両方を含める法律上の用語はなく、独自に「地域公益活動」という用語を用いることにした。今後の法改正後の状況を踏まえ、必要に応じて用語を再検討することも視野に入れて進めていく。

2 実施体制として「東京都地域公益活動推進協議会」を設置する案を提案

- 東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動を推進するため、東京都社会福祉協議会内に、新たに「東京都地域公益活動推進協議会（以下、「推進協議会」という）」を設置することを提案する。

(1) 目 的

推進協議会は、社会福祉法人の使命に基づき、地域における福祉課題の解決に向け、社会福祉法人が連携して地域公益活動に取り組むことを目的として設置する。

(2) 活動方針

推進協議会は、①各法人による取組み ②地域の連携による取組み ③広域の連携による取組みの3つの層による取組みを推進するための活動を行う。活動の推進にあたっては、区市町村域における社会福祉法人のネットワーク組織と緊密に連携する。

(3) 活動・事業

推進協議会の目的を達成するため、次の活動・事業を行うものとする。

- ① 社会福祉法人による地域公益活動の推進
- ② 区市町村域における社会福祉法人の連携による地域公益活動の推進
- ③ 社会福祉法人の広域連携による地域公益活動の実施
- ④ 社会福祉法人の地域公益活動に関する情報発信
- ⑤ その他必要な活動・事業

(4) 協議会の構成

協議会は下記の部会を中核とし、協議会の趣旨に賛同して負担金を拠出し、共に地域公益活動に取り組む東京都社会福祉協議会の会員である社会福祉法人により構成する。

- ① 社会福祉法人協議会
- ② 区市町村社会福祉協議会部会
- ③ 東京都高齢者福祉施設協議会
- ④ 医療部会
- ⑤ 更生福祉部会
- ⑥ 救護部会
- ⑦ 婦人保護部会
- ⑧ 身体障害者福祉部会
- ⑨ 保育部会
- ⑩ 児童部会
- ⑪ 母子福祉部会
- ⑫ 乳児部会
- ⑬ 知的発達障害部会
- ⑭ 障害児福祉部会

(5) 運営委員会

推進協議会の活動・事業を推進するために、構成員の代表による運営委員会を設置する。また、必要に応じて小委員会を設置することができる。

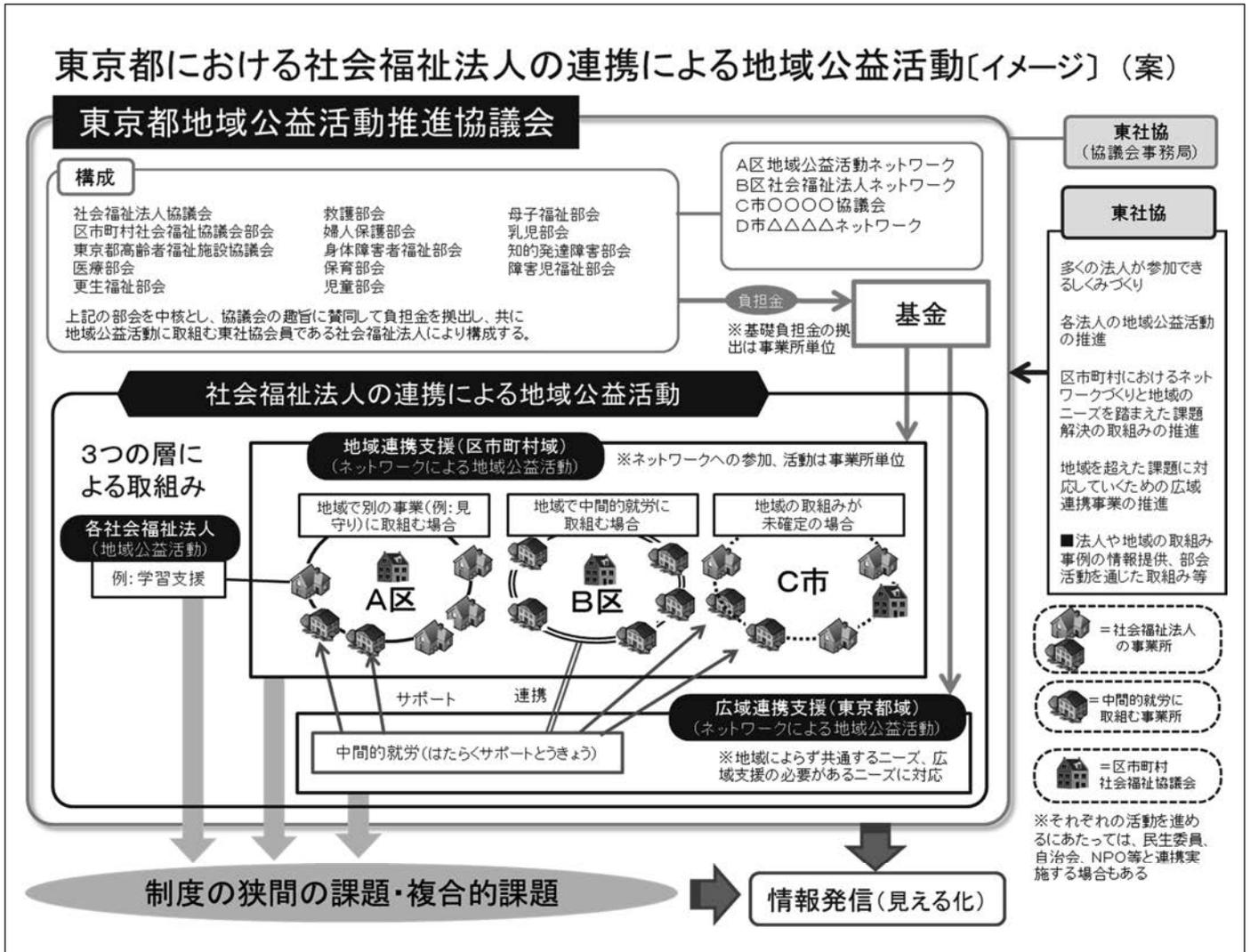
(6) 基金の設置及び管理

推進協議会活動・事業を推進するため基金を設置する。基金の財源は、推進協議会会員からの負担金、寄附金、その他収入をもって充て、管理は東京都社会福祉協議会が行う。

(7) 事務局

推進協議会の事務局を東京都社会福祉協議会に置く。

3 イメージ図



2 各社会福祉法人による取組みの推進〔3つの層による取組み－1〕

各社会福祉法人は、それぞれが実施する社会福祉事業等を通じて把握したニーズに基づき、既に様々な取組みを行っている。また、これから取り組もうとしている法人もある。

「中間のまとめ」において整理した考え方にに基づき、各社会福祉法人が把握したニーズについて、地域の課題と捉えて地域のネットワークで共有していくとともに、課題の内容や法人の状況に応じて、各法人独自の取組みとして、積極的に対応する。そして、その活動状況を地域のネットワークで共有することによって活動が広がるなど、地域づくりとして発展していく可能性もある。

一方で、各法人独自の取組みが困難な課題は、地域の連携による取組み等につなげていくことが必要である。

3 地域ネットワーク化と連携による取組みの推進〔3つの層による取組み－2〕

1 モデル事業について（目的と実施状況）

（1）主 旨

「中間のまとめ」において、社会福祉法人が主体となり、区市町村域ごとにその地域特性を踏まえたネットワーク化を図り、連携体制を構築することが示された。地域ごとに異なるニーズや福祉サービス等の資源を把握し、柔軟に活動を構築していく構想である。できるだけ多くの地域で「地域公益活動に関する社会福祉法人のネットワーク化」を推進し、先駆的かつ積極的に取組みを進めていくため、モデル事業（6区市町村社協）を実施した。

（2）実施期間

平成27年4月～28年3月

（3）モデル事業における取組み内容（地域の実情に応じてできることから開始）

- ①当該区市町村で事業を実施する施設・事業所及び社会福祉法人による地域公益活動推進のための連絡会の設置等、ネットワーク化
- ②地域のニーズ把握につながる取組みの検討及び実施
- ③地域のニーズに基づいた社会福祉法人の地域公益活動に関する検討及び実施
- ④東社協社会貢献事業検討委員会への進捗状況に関する情報提供
- ⑤社会福祉法人・施設の地域公益活動や地域連携に関する情報発信のしくみづくり

（4）実施地区及び実施状況

①荒川区（社会福祉法人の社会貢献事業に関する情報交換会）

- 荒川区内で福祉避難所に指定されている高齢者施設を対象に情報交換会を行い、10法人、15施設が参加。
- 各法人・事業所における地域公益活動に関する取組み状況のアンケートを実施。情報交換会を2回開催した。

- 各法人・事業所が様々な取組みを実施しているが、その周知は充分とは言えない状況であることから、情報発信の取組みを進めていく。
- 今後、児童や障害分野の法人・事業所も巻き込んだ情報交換会に拡大していくことを検討する予定。

②練馬区（社会福祉法人等の社会貢献事業におけるネットワークづくりのための連絡会）

- 69法人中、64法人が参加。
- 予め区内の法人にアンケートを行い、現在の地域公益活動に関する取組み状況などの取りまとめを行ったうえで、今年度3回のネットワーク連絡会を開催。東社協からの説明のほか、学識経験者による講演と実践報告、情報交換会を組み合わせ実施。
- 練馬区内4地域（練馬、光が丘、石神井、大泉）ごとのグループに分かれての意見交換実施。
- 参加法人は、来年度以降も継続的に連携することで、地域の課題に対して解決策を考えていく方向で一致。

③府中市（わがまち懇談会）

- 22法人中、12法人が参加。
- 社協からの呼びかけで、平成27年6月に市内社会福祉法人連絡会を開催し、当該事業への意識と取組み方等について意見交換を行った。社協として第三次地域福祉活動計画に基づく、11エリアの「地区社協」の構成員としての活動を提案。
- 社協としては、推進体制を新たに作る予定はなく、今後徐々に完成していく「地区社協」活動への参画そのものが社会貢献活動と訴えた。
- 「地区社協」立ち上げに向けた「わがまち懇談会」から、「わがまち支えあい協議会」準備委員会へと名称変更し、実践へ向けた準備を展開する中で、社会福祉法人等への普及啓発を図り、より多くのご理解と参画をいただくよう注力する。
※「地区社協」とは、より身近な生活圏域で、地域住民や地域のさまざまな団体が地域の生活課題に気づき、共有し、ともに解決していくしくみ。

④東村山市（東村山市内社会福祉法人連絡会）

- 市内に事業所のある27法人すべてが参加。
- 平成26年度に全法人に呼びかけての準備会を開催し、その後、世話人として選出された3法人と社協が中心となって、世話人会5回を経て、平成27年7月に設立総会を開催。毎月1回の幹事会で話し合いを重ね、全体会3回、法人幹部向け研修会1回、法人職員向け研修会1回開催。
- 市民への社会福祉法人のPRの為、連絡会通信第1号、第2号を発行。参加法人対象の「地域公益活動の実施状況及び地域ニーズに関するアンケート調査」の実施。
- 28年度は、法人規模、意識の違いを超えて連絡会としてまとまった活動を進める。地域公益活動以外にも、各法人が期待する連絡会活動を充実させることで、社会福祉法人が地域で連携することの意義を多面的に感じられるような活動展開を今後の展望とする。

⑤国立市（国立市社会福祉法人連絡協議会）

- 市内に事業所のある15法人すべてが参加。

- 最初に組織づくりのための準備会を経て、今年度3回の全体会を開催。発足記念として学識経験者による講演会を実施。また合わせて協議会の発足全体会議を開催。
- 引き続き、全体会議を開催し、情報交換を重ね、連絡協議会としての取組みを検討する予定。

⑥多摩市（多摩市内社会福祉法人ネットワーク連絡会（仮称））

- 21法人中、14法人が参加
- 最初に社会福祉法人制度改革に関する合同研修会を開催。その後、今年度2回の情報交換会を開催。東社協からの説明、市内の法人の事業・活動・事例等の紹介、グループごとの意見・情報交換等を実施。また、福祉フェスタで各法人の事業・活動内容等のPRの為にパネル展示を実施。

2 都内の地域ネットワーク化の状況と課題

(1) 実施地区数（平成28年3月時点）

	区部	市部	町村部	合計
連絡会を発足した地域	4	2	0	6
ネットワーク化に向けた取組みを東社協が把握している地域	6	13	0	19
合計	10	15	0	25

※あえて組織とせず、ゆるやかなネットワークとして検討や取組みを進めている地域もある。

(2) ネットワーク化の進め方

- 事前に、または連絡会等開催後に各法人の地域公益活動に関する取組み状況等のアンケート調査を実施し、地域の法人間で情報共有を図る地域が一定程度あった。
- 学識経験者による地域公益活動や社会福祉法人制度改革に関する講演会の開催、東社協による説明会を行い、各法人が共通認識を持つための取組みが行われた。
- 社協と地域内のいくつかの法人が集まり、準備会や世話人会等を開催した上で、地域の他の法人に呼びかけをする地域も見られた。28年度にネットワーク化の取組みが進められた地域は、社協を対象としたモデル事業もあり、いずれも社協が事務局の役割を担っている。
- 種別を超えた法人が情報交換できるよう、エリア等による小グループでの情報・意見交換会を行う地域が多くあった。

(3) 連携活動に向けた検討

- 法人規模や事業内容が異なる中、法人間の意識合わせや、地域ニーズの共有化を第一に、情報交換や意見交換に時間がかかり、具体的な連携事業に向けた検討はこれからの地区が多い。
- 地域内の社会福祉法人を含めた4法人が「子どもの貧困がもたらす課題や異世代交流」をテーマにプロジェクトチームを編成し、体験型学習支援の取組みを開始した地域があった。また、福祉避難所の推進について検討を開始した地域があった。

(4) ネットワーク化に取り組んだことの成果

- 種別を超えた法人が一堂に会し、顔の見える関係作りができた。
- 連絡会等、ネットワーク組織の設立。

○ネットワークによる、アンケート実施、情報交換会や研修会の開催等を通じて、地域公益活動に関する意識の向上、地域ニーズの共有が図られた。

(5) 今後の活動展開における課題

- 既に各法人が取り組んでいる地域公益活動を活かし、地域の連携による取組みを推進する。
- 現場の職員が情報交換や交流を図れるよう、ネットワーク活動に参加するしくみ作り。
- 参加法人が納得できるような形での具体的な連携事業・活動の検討、実施。
- 福祉制度の枠にとらわれず、地域のニーズ、不足する社会資源等に応じた取組みの実施。
- 各法人やネットワークによる取組みの情報発信、広報活動。
- ネットワーク化の取組みが予定されていない地域への東社協からの働きかけ。

4 広域における連携事業の推進〔3つの層による取組みー3〕

1 広域における連携事業の検討

3つの層による地域公益活動の取組みのうち、「東京都全域の連携による取組み」について、平成27年10月から「広域連携事業に関する勉強会」をスタートし、11月の第2回社会貢献事業検討委員会を経て、「広域連携事業検討小委員会」を発足し検討した。

2 検討方針

- 社会福祉法人だからこそできること、社会福祉法人に求められているニーズに対応する。
- 分野や地域を超えて、法人が連携して取り組める可能性が高い内容とする。
- 社会福祉法人をめぐる社会情勢を踏まえ、できるだけ早期に事業化を図り、実践する。
- 将来的には必要性に応じて複数の事業実施も考えられるが、実施可能なことから取り組む。

広域連携事業のテーマについて、例えば、居住支援、緊急宿泊支援、中間的就労、児童養護施設等（社会的養護）退所者支援等が考えられるが、上記検討方針を踏まえ、まずは、「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」に関することから検討を開始することにした。

3 広域連携事業として「はたらくサポートとうきょう（中間的就労推進事業）」提案の背景

(1) 社会福祉法人に求められているニーズ

平成27年4月から、様々な困難の中で生活に困窮している方の包括的支援を行う「生活困窮者自立支援制度」が開始された。支援の入口といえる相談支援機関は、すべての福祉事務所設置自治体に設置され、これまで支援につながらなかった方々が徐々に相談につながってきている。

一方で出口として、就労自立につなげていくことが必要である。すぐに一般就労につながる場合もあるが、いわゆるひきこもり状態だった方や、長期間失業状態だった方の場合、将来的には一般就労が可能でも、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要がある方も多い。ようやく相談につながった方々に必要な支援をしていくことが重要である。

しかし、このような方を受け入れて支援する「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」は、社会福祉法人やNPO法人、企業等の民間事業所が自主事業として実施するしくみであり、公費による助成

等はない。都内においては、受入先が9法人27事業所（うち、社会福祉法人は4法人14事業所。平成28年3月14日現在）であり、社会福祉法人等による取組みが大きく期待されている。

また、生活困窮者自立支援制度に限らず、福祉事務所、地域若者サポートステーション、障害者就労支援センター等、様々な相談機関でも、一般就労をめざしているが、その一步手前の柔軟な働き方を必要とする方の相談・支援を行っており、同様に受入先が必要とされている。

（2）社会福祉法人が持っている力をいかして「働くこと」を支える意義

「働くこと」は収入を得ること以外にも様々な意味がある。これまで、あまり社会と接点を持たずにくらしていた方が、継続的に職場に通い始めると、周囲の人や社会との関わりが生まれる。また、仕事をして役割を果たすことは、自己有用感を育むとともに、報酬を得られることはモチベーションにもつながり、一カ所に根を張り、落ち着いた暮らしを創っていくきっかけになり得る。当然、スムーズにはいかず、つまづきや、失敗による一進一退の繰り返しが想定される。だからこそ、「支援」が必要であり、働くことを支える取組みの意義があると思われる。

都内に約1,000法人ある社会福祉法人は、運営する事業の分野や規模は様々であり、それぞれの法人の持つ専門性や施設・設備も異なる。しかし、すべての社会福祉法人に共通することとして、「人を支えることを専門とする職員の存在」、「はたらく場としての機能」がある。福祉の仕事を通して、働くことの喜びを感じる場面は数多くあると思われる。

また、東社協では、平成21年度に福祉職場における障害者雇用を推進するための検討を行った。企業とは異なる福祉職場の特性について分析し、福祉職場で障害者を雇用する意義について整理した。その中では「施設利用者にとってよい影響がある」「職員が業務を見直す機会になり、直接業務等の本来の仕事に専念できるようになる」などが挙げられている。

（3）社会福祉法人の地域公益活動としての主体的な取組み

社会福祉法人が持っている力を活かし、できるだけ多くの社会福祉法人の事業所が多様な「はたらく場」（就労訓練事業所）を提供し、地域で必要とされる役割を果たしていこうとするものであり、社会福祉法人の地域公益活動として、社会福祉法人が主体的に取り組むものである。このことを踏まえ、生活困窮者自立支援制度の一部として必要とされる役割を果たすほか、この制度に限らず、同様に柔軟な働き方を必要とする方のニーズにも応える取組みにしようとして検討してきた。

「はたらくサポートとうきょう」は、「はたらきたいけれど、はたらきにくいすべての人に対して、その人に合わせたはたらき方を考え、はたらく場を提供し、支え、ともにはたらくことをめざす」という理念を掲げている。

（4）分野や地域を超えて広域で対応するテーマ

「はたらく場」は、継続して通うことを考えると、はたらく人の自宅から遠くない場所であることが望まれるが、東京の通勤事情を考えると、必ずしも自宅のある区市町村内である必要はない。交通経路などを考慮して、通いやすい地域にある「はたらく場」を選択することなどが考えられる。このことから、「はたらきたい人」と「はたらく場」をつなげる情報の収集や提供は、区市町村域を超えた広域で対応した方がよい取組みである。また、例えば「窓ふき」「清掃」「ゴミ集め・捨て」「資料整理」「シュレッダー」などの業務は、高齢者施設、保育園等、種別に関わらず必要な仕事である。

ある事業所で働き始め、数か月経過して仕事の内容には慣れてきた方が、さらにスキルアップする

ことが求められる場合なども想定される。このような場合、「はたらく場」として受け入れる事業所が多数あれば、連携することにより多様な活動プログラムを提供し、継続的な支援を行うことができる。

(5) 推進するためにはバックアップ体制が必要

就労支援の取組みを行ったことがない事業所が受入れをするためには、担当者の研修や相談できる体制など、事業所をバックアップするしくみが必要である。また、マッチングのための情報提供、受入事業所の連絡会の開催、先行している事業所のノウハウを共有する取組みなど、広域で対応した方がよいことについての取組みも必要である。

■生活困窮者自立支援制度

平成27年4月からスタートした生活困窮者自立支援法に基づく制度。働きたくても働けない、住む所がないなどの生活全般にわたる困りごとの相談窓口が全国の福祉事務所設置自治体に設置された。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

必須事業である自立相談支援事業、住居確保給付金の支給の他、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業がある。また、事業者が生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業〔認定就労訓練事業（いわゆる中間的就労）〕を実施する場合、都道府県知事等がその申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定するしくみがある。

■認定就労訓練事業

社会福祉法人、NPO法人、営利企業等の自主事業として、対象者の状態等に応じた就労機会の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施する事業。10名以上の定員を設けて認定就労訓練事業を行う場合は、第2種社会福祉事業としての届け出が必要となる。

4 「はたらくサポートとうきょう」の概要

(1) 「はたらくサポートとうきょう」のめざすこと

はたらきたいけれど、はたらきにくいすべての人に対して、その人に合わせたはたらき方を考え、はたらく場を提供し、支え、ともにはたらくことをめざす。

(2) 「はたらくサポートとうきょう」とは

- 社会福祉法人の事業所が「はたらく場」を提供し、はたらきたい人を継続的に支援する関係者とともに支援し、東社協がしくみ作りや研修、アドバイス等、その取組みをバックアップすることにより、はたらきたい人がはたらけるよう支援する事業。
- 東京における社会福祉法人の広域連携による取組みとして推進。

(3) はたらく人（対象者・就労希望者）

はたらきたいけれど、はたらきにくい人

- 生活困窮者自立相談支援機関が相談を受け支援する方
- 就労希望者を支援する相談支援機関等が相談を受け支援する方
〔相談支援機関等の例〕 福祉事務所、障害者就労支援センター、母子・父子自立支援員、地域若者サポートステーション
- その他、各社会福祉法人がこの取組みの主旨を踏まえて必要と判断した方
※障害者雇用促進法による障害者雇用率（不定雇用率）の算定に含めることができる方は、下記の「(5) はたらき方（就労形態）」の分類における「D雇用型（最低賃金）」ではなく、「一般就労」に分類される。

(4) はたらく場（就労訓練事業所）としての社会福祉法人

- 事業所全体で就労希望者を受入れ、支援する。
- 就労支援担当者を定め、中心的に進める。
- 就労希望者を支える相談支援機関等の関係者と目標を共有し、連携して支援する。

(5) はたらき方（就労形態）

	就労形態	生活困窮者就労訓練事業	はたらくサポートとうきょう
A	短期体験型（無償・交通費のみ支給）		(対象者) はたらく人
B	非雇用型1（無償・交通費のみ支給）	非雇用型	
C	非雇用型2（有償）		
D	雇用型（最低賃金）	雇用型	
	一般就労		

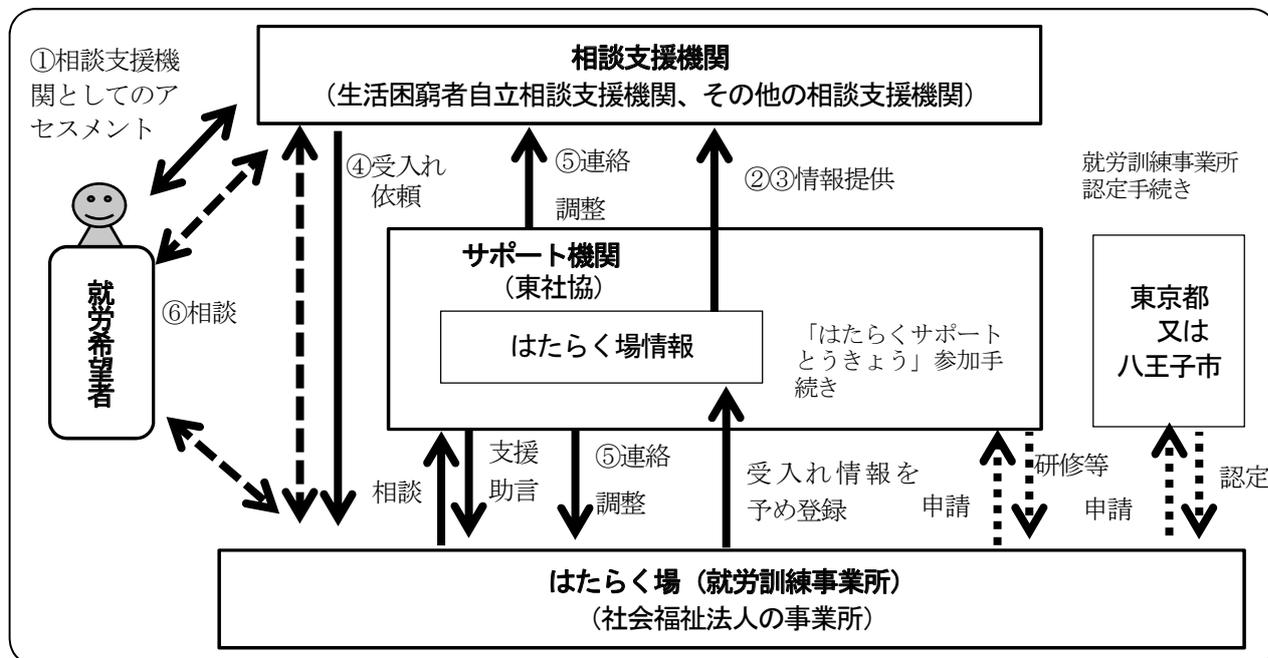
○本人の状況にあった形態からスタートし、ステップアップをめざして支援する

(6) はたらく期間

- 一人ひとりに合わせて必要な期間
- 短期体験型は2週間～1か月

(7) 「はたらくサポートとうきょう」のしくみ

■「はたらく場」の登録と就労希望者とのマッチングの流れ



- ①相談支援機関の相談員等が就労希望者のアセスメントを行う。
- ②東社協が提供する「はたらく場情報」から、相談支援機関の相談員等が就労希望者に適した事業所・しごとの情報を確認。
- ③必要に応じて、相談支援機関等からの照会により、「はたらく場」の情報の中から必要な情報を選んで提供する。
- ④相談支援機関の相談員等が「はたらく場」を提供する社会福祉法人の事業所に相談し、依頼する。
- ⑤東社協（サポート機関）は必要に応じて両者の調整を行う。
- ⑥就労希望者の意向、相談支援機関の支援方針、はたらく場（就労訓練事業所）の受け入れの可否を踏まえ、三者で相談の上、就労希望者ののはたらく場を決定する。

※生活困窮者就労訓練事業の就労訓練として受け入れる場合は、上記①～⑥を踏まえ、就労希望者に就労訓練を実施するか否か、雇成型か非雇成型かは、自立相談支援機関が判断し、福祉事務所設置自治体による支援決定を経て確定するしくみである。

■サポート機関（東社協）の役割

〔全体への支援〕

- 生活困窮者自立支援制度における認定就労訓練事業所としての申請サポート
- 受入れ事業所連絡会、受入れ事業所と相談支援機関の連絡会、就労支援担当者研修会の開催
- 利用者等の怪我等を補償する保険の案内

〔個別ケースの対応〕

- 個々のケースのコーディネートは自立相談支援機関等が行うが、サポート機関（東社協）においても事業所に対し、必要に応じてアドバイス、支援等を行う。

○一つの事業所での就労訓練が不調の場合や、別の事業所でのステップアップをめざす場合の新たな受入れ事業所の調整、引き継ぎ等の支援を必要に応じて行う。

■生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所としての認定申請手続き

【考え方】

- 「はたらくサポートとうきょう」は、東京都内の社会福祉法人が連携し、自主事業として実施するものであり、支援対象者は、生活困窮者自立支援制度による就労訓練事業の対象者に限定するものではない。「はたらかたいけれど、はたらしにくい人」の「はたらく場」を多くの社会福祉法人が提供できるよう、本事業への参加を呼びかけていく必要がある。
- 一方で、無償や最低賃金以下の有償で「はたらく場」を提供するしくみを進める中で、事業所は適切な受入れ体制で支援を行うことと、それを対外的に示せるようにしておくことが必要である。このことから、できるだけ、生活困窮者自立支援制度による就労訓練事業所として、行政の認定を受けることを推進し、継続的な就労となる就労形態B・C（非雇用型）、D（雇用型）の受入れを行う場合には、原則として認定を受けることとする。
- 個別ケースの受入れについては、それぞれの就労希望者の状況に応じて、事業所の個別の判断により決定する。

【具体的に】

- 多くの事業所に「はたらくサポートとうきょう」への参加を働きかけ、まずは、就労形態A（短期体験型）の受入れ事業所を増やす。初めから就労訓練事業所として認定を受ける事業所には申請をしていただく。
- B・C（非雇用型）の受入れを進める場合には、対象者が生活困窮者自立支援制度による就労訓練事業の対象者であるか否かに関わらず、事業所として就労訓練事業所の認定申請をしていただく。

	就労形態	生活困窮者就労訓練事業	就労訓練事業所としての認定申請
A	短期体験型（無償・交通費のみ支給）		不要
B	非雇用型1（無償・交通費のみ支給）	非雇用型	認定申請を前提とする
C	非雇用型2（有償）		
D	雇用型（最低賃金）	雇用型	
	一般就労		

5 情報発信・普及啓発

1 現状とめざす姿

社会福祉法人は、地域に貢献する取組みを実施してきたにもかかわらず、その取組みが社会に伝わっていない現状がある。それを踏まえ、社会福祉法人の存在やその取組みを可視化することが必要である。

2 東社協における情報発信

(1) 都内の社会福祉法人・事業所からの情報収集の試み

都内の各法人・事業所による地域公益活動等の取組みについて、法人・事業所自ら東社協に情報提供してもらい、その情報に基づき、東社協による取材、記事作成、広報誌やホームページ等への記事掲載を行った。募集開始当初は一定数の情報提供があったものの、継続性のあるしくみとして機能させるには、さらに工夫が必要である。

(2) 情報発信の状況（平成28年3月現在）

①東社協広報誌「福祉広報」

平成27年度の連載のテーマを「社会福祉法人による社会貢献活動」として、毎月1事例掲載した。また、「トピックス（地域で活躍する団体や組織等の取組みを取り上げるコーナー）」「みつけた（東京の地域活動・地域づくりを地道に行っている団体の紹介を行うコーナー）」「明日の福祉を切り拓く（制度の狭間の課題に先駆的に取り組む人の想いを伝えるコーナー）」のコーナーに不定期で事例を掲載した。

②東社協 ホームページ

トップページに「社会貢献・地域支援活動のページ 地域のニーズにこたえる」のアイコンを設けて情報発信した。また、広報誌「福祉広報」に掲載した記事のほか、別途取材した記事を3つの層の取組に分けて掲載した（平成28年3月現在の掲載件数は下記の通り）。

- 各法人の取組み 33件
- 地域による取組み 14件
- 広域による取組み 8件

③東社協 Facebook・メールマガジン

福祉広報が発行されたことや、ホームページに新しい記事を掲載したことなどを知らせるために発信した。

④社会貢献事業に関する広報誌「社会貢献事業NOW」

東京都における社会福祉法人の連携による社会貢献事業・地域公益活動等を推進するため、国や都の動向、東社協、地域における取組み状況など、関連情報を会員施設を中心に広く発信するために発行した。

3 普及啓発小委員会の取組み

(1) 各部会・協議会からの選出委員による活動

社会福祉法人協議会、12の施設部会、区市町村社会福祉協議会部会からの選出委員により、年間4回の「普及啓発小委員会」を開催した。東社協及び各地域における取組み状況の周知、各部会における地域公益活動の普及啓発に関する取組や検討状況等の情報共有を中心に活動を行った。各委員が、それぞれの部会・協議会とのパイプ役となり、その後の部会活動につなげるなど、成果が見られた。

(2) 普及啓発用パンフレットの作成

都内の法人・事業所の役職員を対象として、地域公益活動の推進を目的としたパンフレットを25,000部作成し、都内の法人・事業所に配布した。

4 各部会等における普及啓発の取組み

普及啓発小委員会委員を中心として、種別ごとの各部会活動において、地域公益活動の推進につながる活動が行われた。例えば、部会所属施設を対象とした地域公益活動に関するアンケート調査の実施、地域公益活動等をテーマとした研修会の開催、地域公益活動に特化した活動を行うプロジェクトの設置など、部会ごとに工夫した取組みが進められた。

5 今後の課題

- 各法人が自ら情報発信するしくみづくり
- 地域のネットワークによる情報発信のしくみづくり
- 各法人や地域が発信した情報を東社協に集約し、まとめて情報発信するためのしくみづくり

6 3つの層の取組みを進めるための財源

1 「財源・基金検討小委員会」における検討

「財源・基金検討小委員会」を2回開催し、「地域公益活動における財源・基金に関する基本方針」を社会貢献事業検討委員会に提案した。

2 「地域公益活動にかかる財源・基金に関する基本方針」について

原則

- 基金は、地域公益活動の展開のために用い、基本的に蓄積をしない。
- 事業は、当該年度の基金収入額の範囲で実施する。
- 基金は、施設・事業所単位で均等負担する基礎負担金と、社会福祉法人の規模に応じて法人が負担する貢献負担金の二層構造とする。

(1) 設置主体

社会福祉法人の地域公益活動にかかる財政基盤となる基金は、会員社会福祉法人・施設を通じて東社協において設置管理する。

ただし、各地域における取組みの推進のために地域の協議体が独自に必要な経費を集めることを妨げるものではない。

(2) 基金の構造

基金は、以下の2種類の負担金により構成する

- ①東京都地域公益活動推進協議会（以下、「推進協議会」という。）に参加する社会福祉法人が施設単位で幅広く負担する少額の基礎負担金（一施設当たり3000円～1万円程度を目安に）
- ②法人規模に応じて一定の額を社会福祉法人が負担する貢献負担金

(3) 使 途

- ①東社協に設けた基金は、(1)地域活動支援、(2)広域での活動、(3)全体の共通事務に用いる。
- ②使途の目安は次に掲げるとおりとする。
 - (ア) 貢献負担金は、地域活動支援と広域での活動に用いる。
 - (イ) 基礎負担金は、全体の共通事務に用いる。
 - (ウ) 総額の1割を超える余剰金が生じた場合は、実績に応じて適切に見直す。

(4) 造成手順

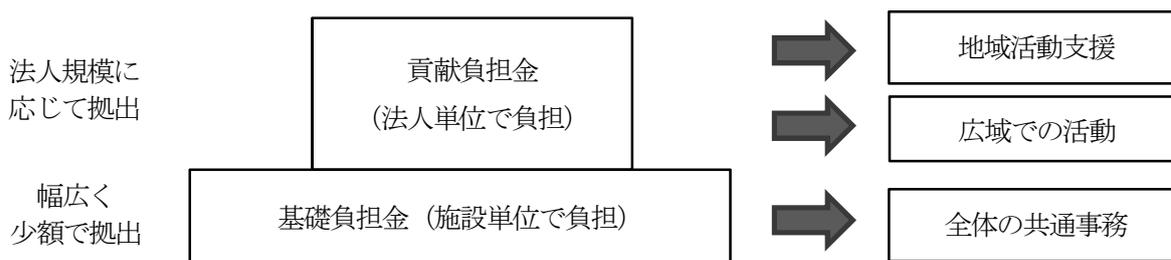
- ① 本方針について広範な社会福祉法人のコンセンサスを得て実施する。
- ② 推進協議会への参加意思を確認する意味も含めて、基礎負担金部分を平成28年度から先行して募る。
- ③ 貢献負担金については、地域及び広域の活動の広がり状況をふまえ、当面の総事業費を見積もったうえで、平成29年度から募る方向で検討する。

(5) 経過措置

平成 28 年度に限っては、基礎負担金を地域活動の立ち上げへの支援及び広域での活動に用いる。

地域公益活動にかかる財源・基金に関する基本方針（試案）

	基礎負担金	貢献負担金
設置主体	東京都社会福祉協議会に設置運営する ※地域の協議体が独自に経費を集めることを妨げるものではない	
基金の構造	施設・事業所単位で負担	社会福祉法人単位
	幅広く少額で均等に拠出 (一施設あたり 3000 円～ 1 万円程度)	社会福祉法人の規模に応じて拠出
主な用途	全体の共通事務費に充当	地域活動支援と広域での活動に充当
基金造成の手順	平成 28 年度から募る	平成 29 年度から募る方向で検討する
経過措置	平成 28 年度は、地域活動の立ち上げへの支援と広域での活動に充当する	



3 今後の検討課題

- 地域活動支援のあり方、単年度会計のあり方、「負担金」という名称等
- 各種別ごとの運営費等の用途制限を踏まえ、地域公益活動への支出についての会計上の整理・確認
- 社会福祉法人の施設単位での負担における指定管理者施設の考え方

4 平成28年度 基礎負担金の使途の(案)について

経過措置として、平成28年度は、地域公益活動推進協議会の立ち上げと活動を開始するための費用として、「基礎負担金」相当分を募って活動することとし、予算案は下記の通り。

(※地域公益活動推進協議会対象事業所 2,900)

[収入]

	項目	金額	
1	基礎負担金 (@6,000円×2,900事業所)	17,400,000	
	合計	17,400,000	

[支出]

	項目	金額	
1	東京都地域公益活動推進協議会の設置	1,630,000	会場費、印刷費他
2	地域連携支援	2,400,000	地域への助成他
3	広報・普及啓発	920,000	セミナー、パンフレット他
4	広域連携事業 (はたらくサポートとうきょう)	2,700,000	説明会、研修会他
5	推進協議会事務局運営	9,750,000	人件費、事務費他
6	[東社協事業] 広報・情報発信	0	※東社協法人事業費で実施
7	[東社協事業] 区市町村社協部会を通じたの情報提供等	0	
8	[東社協事業] 各種別協議会を通じたの情報提供等	0	
	合計	17,400,000	

※東社協の会員である社会福祉法人の事業所が全て参加した場合、約2,900事業所ある。必要経費を2,900事業所で分担した場合、1事業所あたり6,000円となる。

5 平成29年度以降の負担金のイメージについて

平成29年度以降の財源については、改正社会福祉法に基づく政省令等の内容を踏まえ、設立準備委員会、及び推進協議会において、28年度中に改めて検討する。

7 平成28年度の推進に向けて

1 東京都地域公益活動推進協議会の設立に向けた取組み

- 推進協議会を構成する中核となる部会等における審議を経て、東京都地域公益活動推進協議会の設立をめざす。
- まずは、現検討委員会委員の中で社会福祉法人の委員を中心に推進協議会設立準備委員会を設置し、推進協議会設立までの準備と検討を行う。
- 設立準備委員会は、平成27年度の検討を引き継ぐため、本委員会及び、財源・基金検討小委員会の委員を基本に構成する。
- 本報告書に基づき東社協会員に説明し、コンセンサスを得て、推進協議会への参加呼びかけを行う。
- 平成28年度は、基礎負担金の納入に基づく参加確認を行い、これにより推進協議会の運営を行う。
29年度以降の財源については、改正社会福祉法に基づく政省令等の内容を踏まえ、設立準備委員会、及び推進協議会の組織において、28年度中に改めて検討する。

【スケジュール（案）】

平成28年4月	第1回設立準備委員会
5月	第2回設立準備委員会
4～6月	部会・協議会の総会等 ○本報告書に基づく説明 ○部会・協議会としての推進協議会への参加について審議
5月末	東社協 理事会 東京都地域公益活動推進協議会の設置について
6月	第3回設立準備委員会
7月	地域公益活動推進セミナー（推進協議会への参加呼びかけ）
7月～8月	推進協議会への法人の参加意思確認
9月	東京都地域公益活動推進協議会 設立総会

2 推進協議会の事業計画（案）

年度当初は、設立準備委員会のもと、必要な活動を実施していく。東京都地域公益活動推進協議会設立後は、推進協議会による運営を行う。

（1）3つの層による活動・事業の推進

①社会福祉法人による取組みの推進

- 社会福祉法人協議会との連携による普及啓発活動
- 各種別協議会等における情報提供及び普及啓発活動
- 広報誌等による情報提供

②地域（区市町村域）における取組みの推進

- 地域ネットワーク立ち上げ支援
- 地域ネットワークにおける連携活動の推進
- 地域ネットワーク関係者連絡会の開催

③広域（東京都全域）における取組みの推進

- 3つの層の取組みを推進する推進協議会の構成員において、中間的就労推進事業「はたらくサポートとうきょう」への参加を検討いただく。参加申し込みを受けて「はたらく場」としての取組みを進めていただく。
- 平成28年度の事業開始当初は、まず、多くの事業所の参加を促進し、一人でも多くの方の支援実績を積み重ねるため、下記のA及びBの取組みを中心に実施する。その後、実施状況、実績に応じて、C「効果的に実施していくための取組み」について内容を検討し、できることから取り組む。

A：社会福祉法人による「はたらく場」の提供を推進するための取組み

- ガイドブックの提供と説明会の開催
- はたらくサポートとうきょう事業説明会
- 就労支援担当者研修会の開催
- 利用者等の怪我等を補償する保険の案内（短期体験型、非雇用型の方を対象）
- 相談窓口の設置

B：「はたらく場情報」の提供

- 「はたらく場情報」一覧の作成及び提供
- 「はたらく場情報」の更新

C：効果的に実施していくための取組み

- ※「はたらくサポートとうきょう」の事業開始後、一定程度の実績を重ねた上で、できることから取り組む
- 就労訓練事業所連絡会の開催
- 就労支援担当者と相談支援機関との連絡会の開催
- 各事業所の受入れに関するサポート

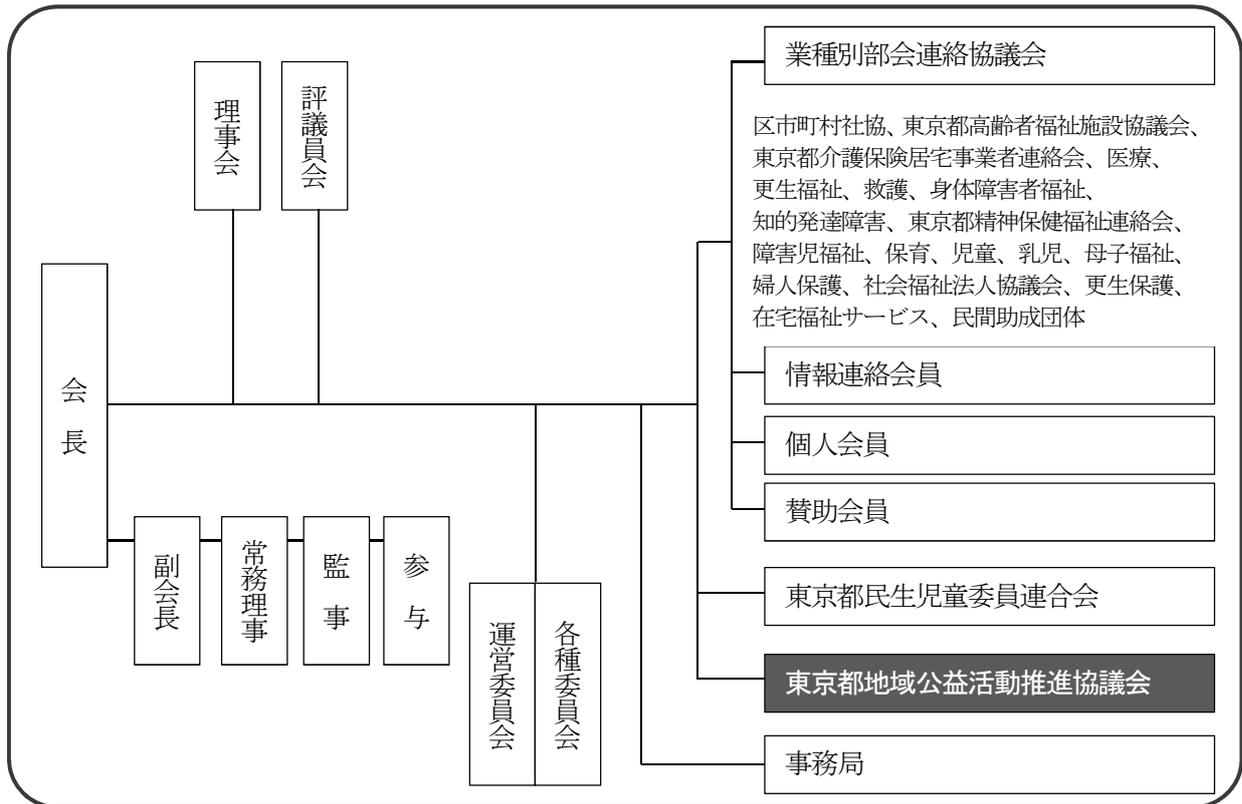
(2) 広報・情報発信

- 地域公益活動に関する事例募集
- 東社協の広報媒体による広報・情報発信
- 区市町村社協、各社会福祉法人の広報媒体による広報・情報発信の推進

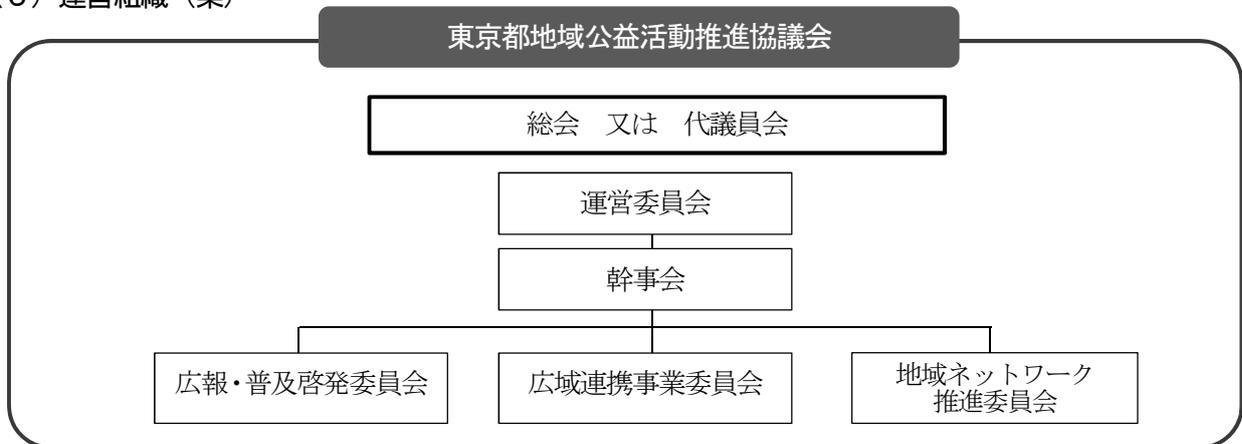
(3) 平成28年度基礎負担金による運営及び29年度以降の財源に関する検討

- 基礎負担金の納入依頼
- 基礎負担金の納入に基づく参加確認
- 29年度以降の財源に関する検討

(4) 東京都社会福祉協議会の組織における位置付け (案)



(5) 運営組織 (案)



IV 地域公益活動推進のための提案内容等に関するQ&A

社会貢献事業検討委員会による検討を踏まえた、東京における地域公益活動推進のための提案内容について、各部会・協議会・地域ネットワーク等において説明を行った。説明を踏まえて、出された意見や質問に基づき、Q&Aを作成した。

■東京都地域公益活動推進協議会（実施体制）について

Q1 東京都地域公益活動推進協議会（以下、「推進協議会」という）の構成について、下記のように示されています。ここに示された部会に所属していない、社会福祉法人である東社協の会員は参加できないのですか。

〔構成員〕 推進協議会は、社会福祉法人協議会、12の施設部会、区市町村社会福祉協議会部会を中核とし、協議会の趣旨に賛同して負担金を拠出し、共に地域公益活動に取り組む東京都社会福祉協議会の会員である社会福祉法人により構成する。

A 新たに推進協議会を立ち上げるにあたり、できる限り多くの社会福祉法人の参加が得られるよう、組織的に働きかけを行っていくために、主に社会福祉法人の運営事業所により構成されている部会を「中核」と位置付けています。推進協議会の構成員は、法人として参加するしくみであり、情報連絡会員も含め、すべての東社協会員である社会福祉法人を対象としています。

Q2 推進協議会の構成員について、「～負担金を拠出し、共に地域公益活動に取り組む～」と記載されていますが、この場合の地域公益活動とは、広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」のことを指しているのですか。

また、「東京都地域公益活動推進協議会」と「地域（区市町村域）のネットワーク」は、どのような関係ですか。

A 推進協議会として推進していく地域公益活動は、①各社会福祉法人による取組み、②地域（区市町村域）の連携による取組み、③広域の連携による取組みの「3つの層の取組み」を指しています。負担金の拠出がすなわち、地域公益活動を実施しているということではなく、推進協議会として「3つの層の取組み」を進めていくために構成員の皆様から拠出していただくものです。

「東京都地域公益活動推進協議会」の①～③の取組みの一つとして、まずは、法人・事業所の皆様の「地域（区市町村域）のネットワーク」づくりとそこへの参加促進を図り、地域（区市町村域）の連携による取組みを推進していきます。

また、「はたらくサポートとうきょう」は、推進協議会の広域連携事業の一つとして取り組むものですが、負担金の拠出により推進協議会の構成員になることと、広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」で「はたらく人」の受入れ事業として事業に参加することは、分けて考えており、別途、参加申込みをしていただく予定です（関連項目：Q10 参照）。

Q3 部会によっては、NPO法人や宗教法人等、社会福祉法人以外の事業所も会員になっていますが、どのように考えればいいですか。

A この取組みは、「制度の狭間の課題や複合的な課題への対応」という側面と、「社会福祉法人制度を取り巻く課題への対応」という2つの側面があります。そのため、まずは、「社会福祉法人」を主たる構成員として推進協議会を立ち上げる構想です。

しかし、「制度の狭間の課題や複合的な課題への対応」は、様々な事業主体や町会・自治会、民生児童委員、地域住民等との連携のもとに進めていくことが必要です。地域において様々な立場の関係者と共に取り組むプラットフォーム（協議会）づくりを進めるためにも、まずは、社会福祉法人によるネットワークづくりに取り組むものです。

このようなことから、負担金は推進協議会の構成員である社会福祉法人が拠出するしくみを示していますが、課題解決のための取組みは、社会福祉法人以外の皆様とも一緒に取り組んでいきたいと考えています。また、寄附金等も含めて多様な主体に参加していただくしくみについては今後検討して参ります。

Q4 東京都内に法人本部がない事業所や、都外施設などは、どのように考えればいいですか。

A 社会福祉法人制度を取り巻く課題であり、法人としての意思決定により取り組んでいく必要があります。しかし、実際に東京都内の各地域でニーズを捉え、それに対応した活動・事業を実施していくには、事業所単位の方が取り組みやすい状況があります。このようなことから、原則として、法人本部の所在地が東京都内かどうかに関わらず、東京都内にある事業所を中心として連携して活動していこうと考えています。都外施設の場合は、施設の所在する地域で公益的な取組を行っていくことが自然であると考えられます。

Q5 なぜ、改正社会福祉法には使われていない「地域公益活動」という用語を使っているのですか。また、法改正後の動向を踏まえる必要があると思いますがいかがですか。

A 改正社会福祉法には「地域における公益的な取組（24条第2項）」を実施する責務と、社会福祉充実残額の再投下対象事業として、社会福祉事業に次いで「地域公益事業（25条の2第4項第2号）」が挙げられています。

新たに設置する推進協議会として、社会福祉充実残額の有無に関わらずすべての法人が対象となる「地域における公益的な取組」を東京全域で推進していこうと考えています。また、社会福祉充実残額がある法人が「地域公益事業」を実施する場合、社会福祉充実計画を立て、所轄庁の承認を得るという手続きになりますが、「地域ニーズに基づく制度外の取組み」という点は共通します。「地域公益事業」を実施する法人にとっては、その事業は、社会福祉法人としての責務を果たす「地域における公益的な取組」の一部と位置付けられると思います。

法改正が遅れており、改正後に出される政省令等の情報がない中ではありますが、一方で、平成27年4月17日付、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知『社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について』において、法整備を待つことなく、社会福祉法人の使命に基づき積極的な実施を促す通知が発出されている状況です。

「地域における公益的な取組」を推進する協議会の名称として適した法律上の用語がなく、「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の両方を含める用語として、独自に「地域公益活動」を用いることにしました。今後の法改正後の状況を踏まえ、必要に応じて用語を再検討することも視野に入れて進めていく予定です。

■広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」について

Q6 中間的就労について、よくわかりません。また、人材不足の中、さらに生活困窮者等を受入れて就労支援をしていくには、現場の職員の理解を得ることが必要だと思いますがどうすればいいですか。

A 平成27年度に社会貢献事業検討委員会のもとに、広域連携事業検討小委員会を設置し、中間的就労に関する検討を行ってきました。この検討内容をもとに、社会福祉法人協議会が「はたらくサポートとうきょう」ガイドブックを発行する準備をしており、4月以降順次、東社協会員法人、施設に配布し、説明する機会を設けていく予定です。また、28年度、法人・事業所の関係者対象のセミナーや、受入れを行う場合に各事業所に兼務等で配置していただく「就労支援担当者」等の研修会を行い、役職員の皆様に理解していただく取組みを進めていきます。まずは、2週間から1か月程度の短期間の受入れをする「短期体験型」の受入れから取り組み始めていただけるようご案内し、少しずつ皆様の理解を深めていただくことができると考えています。

Q7 すでに中間的就労に取り組んでいる事業所もあると思いますが、「はたらくサポートとうきょう」との関係について、どのように考えればいいのでしょうか。

A 各法人の独自の取組みにより、生活保護受給者や障害のある方、高齢者などの中間的就労の取組みを実施している事業所があるようです。取組み内容は様々だと思いますが、「はたらくサポートとうきょう」として、広域の連携により取り組んでいくことに一緒にご参加いただきたいと願っております。これまで各法人が取り組んでこられた実践や、障害者就労支援等の事業に取り組んでいる法人の専門性をもとに広域連携事業において力を発揮していただき、支援方法や受入れの工夫などを行っていただけるとよいと考えております。

なお、「はたらくサポートとうきょう」で提案しているはたらき方とは異なるしくみで中間的就労に取り組んでいる法人については、独自性を保持しつつ、広域連携事業と連携して取り組む方策について、事務局にご相談下さい。

Q8 地域（区市町村）のネットワークで中間的就労に関する事業に取り組む場合、広域連携事業である「はたらくサポートとうきょう」との関係はどのように整理するのですか。

A 「はたらくサポートとうきょう」は、広域で実施する必要があるニーズに対応した活動内容で取り組んでいく予定です。例えば、「はたらく場情報」として、都内の社会福祉法人の受入れ事業所に関する情報を集約・提供し、同一区市町村内に限らず、通いやすく、その方に適した「はたらく場」を探すことに役立てていただこうと考えています。また、研修会の実施や事例の共有、情報発信なども広域で実施することにより、効率的に実施できると考えられます。

一方で、例えば、地域で顔の見える関係だからこそできるジョブコーチ的な取り組みや地域ごとの受入れ事業所の連絡会、地域の企業等の協力を得るための働きかけなどは、地域で取り組んだ方が適している内容であると思われます。

地域のネットワークで連携事業として中間的就労に関する事業に取り組む場合も、地域によって実施内容等が異なると思いますので、それぞれの地域と役割分担し、効果的に事業を推進できるよう連携した取り組みにしていきたいと考えています。

Q9 中間的就労の「非雇用型」では、最低賃金以下で働くしくみが示されています。福祉的支援という側面から、その必要性を理解しつつも、いわゆる労働者性の問題がありますが、関係法令との整合性はどのように整理されているのですか。

A 生活困窮者自立支援制度における「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）」は、生活困窮者の自立の促進とともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、都道府県知事等がその申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定するしくみとして位置付けられています。

この制度のガイドラインには、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となることを踏まえ、留意すべき点が示されています。「労働者性あり」と判断されない状況での就労支援を実施しようとするものであり、就労支援担当者は「はたらく人（対象者）」が属する現場のライン等で一般労働者に対して指揮命令を行う者とは別の者であることが必要とされています。また、就労開始時に、自立相談支援機関の関与の下、「はたらく人（対象者）」と事業所との間で「確認書」を取り交わし、雇用関係ではなく、就労支援プログラムに基づく訓練に従事することなどの理解と合意を明確化することなどが示されています。

「はたらくサポートとうきょう」は、生活困窮者自立支援制度の対象者以外にも「はたらくたいけれど、はたらくにくいすべての人」を対象としており、制度外の自主事業の要素もありますが、関係法令との整合性が整理されている生活困窮者自立支援制度上の就労訓練事業所の要件を満たすしくみにしています。

Q10 東京都地域公益活動推進協議会に負担金を拠出して参加する事業所は、必ず中間的就労に取り組まなければいけないのですか。中間的就労に取り組むことが困難な事業所はどうすればいいのですか。

A 負担金は、3つの層の取組みを推進する「東京都地域公益活動推進協議会」への参画の意思表示であり、皆様の負担金は推進協議会の活動全般に充てていくという考え方です。別途、中間的就労推進事業「はたらくサポートとうきょう」への参加は、別途申込書を提出していただくしくみにしようと考えています。中間的就労は、法人・事業所の種別や規模に関わらず参加いただける内容であり、できるだけ多くの事業所に「はたらく場」としての受入れをしていただきたいと考えていますが、必ずこれに取り組まねばならないという位置づけではありません。

まずは、地域ごとのネットワークにご参加いただき、地域での連携による取組みにご協力いただくことを優先していただきたいと考えています。その上で、地域の取組みに加えて中間的就労に取り組むことや、まずはできることから始めるという観点から中間的就労に着手するなど、法人・事業所の状況に応じたご参加をいただき、広域（東京都全域）の連携事業を進めていきたいと考えています。

■財源・基金に関する方針について

Q11 負担金は、事業所が払うのですか、法人が払うのですか。また、1度だけ払えばいいのですか。

A 「基礎負担金」は、事業所単位で拠出していただき、「貢献負担金」は、法人単位で法人規模に応じて拠出していただく案です。「基礎負担金」は、事業所の会計から支出していただく場合と、事業所分を法人の会計から拠出していただく場合が想定されます。また、負担金は、毎年度1回拠出していただくしくみの案が示されています。

Q12 単年度会計とする案が示されていますが、余剰金が生じた時に使い切るために支出するような発想になる可能性があると思いますが、いかがですか。

A 平成28年度は、推進協議会への参加意思を確認する意味も含めて「基礎負担金」を先行して募り、活動・事業を開始しつつ、引き続き、財源・基金に関する検討を行います。長期的に収支均衡するように翌年度以降の全額を調整する案で考えており、必ずしも単年度で使い切るという考え方ではありませんが、今後さらに検討して参りますので、ご意見を積極的にお寄せいただきますようお願いいたします。

Q13 負担金の使途はどのように考えていますか。

A 経過措置として、平成28年度は、地域公益活動推進協議会の立ち上げと活動を開始するための費用として、「基礎負担金」のみを募って活動する場合の予算案は下記の通りです。
(※地域公益活動推進協議会対象事業所 2,900)

[収 入]

	項 目	金 額	
1	基礎負担金 (@6,000 円×2,900 事業所)	17,400,000	
	合 計	17,400,000	

[支 出]

	項 目	金 額	
1	東京都地域公益活動推進協議会の設置	1,630,000	会場費、印刷費他
2	地域連携支援	2,400,000	地域への助成他
3	広報・普及啓発	920,000	セミナー、パンフレット他
4	広域連携事業（はたらくサポートとうきょう）	2,700,000	説明会、研修会他
5	推進協議会事務局運営	9,750,000	人件費、事務費他
6	〔東社協事業〕 広報・情報発信	0	※東社協法人事業費で実施
7	〔東社協事業〕 区市町村社協部会を通じての情報提供等	0	
8	〔東社協事業〕 各種別協議会を通じての情報提供等	0	
	合 計	17,400,000	

※東社協の会員である社会福祉法人の事業所が全て参加した場合、約 2,900 事業所ある。必要経費を 2,900 事業所で分担した場合、1 事業所あたり 6,000 円となる。

平成 29 年度以降の財源については、改正社会福祉法に基づく政省令等の内容を踏まえ、設立準備委員会、及び推進協議会の組織において、28 年度中に改めて検討します。

Q14 会計上、地域公益活動に支出したことが明確になるようにする必要がありますが、どのようにすればいいのですか。

A 推進協議会の負担金の支出がすなわち地域公益活動を実施しているということではありませんが、個々の法人や連携による地域公益活動に支出する場合の取扱いについては、社会福祉法改正後の通知等に基づいた対応をしていくつもりです。また、当面の対応や考え方について、東京都など関係機関とご相談のうえ、情報提供して参ります。

Q15 指定管理者制度による事業を行っている事業所は、自治体の了解が得られなければ負担金の拠出ができないので、関係機関と調整の上、何らかの具体的な対応が必要だと思いましたが、いかがですか。

A 社会福祉法改正後の通知等に基づいた対応をしていくつもりですが、当面の対応や考え方について、東京都など関係機関とご相談のうえ、情報提供して参ります。

Q16 東京都地域公益活動推進協議会が集める「貢献負担金」は、「地域活動支援と広域での活動に充当する」と示されています。また、「地域における取組みの推進のために地域の協議体が独自に必要な経費を集めることを妨げるものではない」とも示されています。このことについて、広域と地域との重複にならないよう、地域の状況による不公平感を生じないよう、算定方法や配分基準はどうするかなどの意見がありますが、いかがですか。

A 平成28年度は、推進協議会への参加意思を確認する意味も含めて「基礎負担金」を先行して募り、活動・事業を開始しつつ、引き続き、財源・基金に関する検討を行います。今後の地域の状況及び広域の活動の広がり状況を踏まえて決定する必要があります。様々な意見を考慮し、ご理解いただけるものとなるよう、算定方法や配分基準など、今後さらに検討して参りますので、ご意見を積極的にお寄せいただきますようお願いいたします。

Q17 東京都地域公益活動推進協議会に部会として参加する意思決定をした部会の会員は全て負担金を拠出することにしないと、拠出しない会員が出て問題になると思いますが、いかがですか。

A できる限り多くの東社協会員である社会福祉法人が自発的に参加する推進協議会を発足できるよう、コンセンサスを得ながら進めていきたいと考えています。

Q18 「負担金」という用語が使用されていますが、この推進協議会が地域公益活動推進のために集めるお金の性格を踏まえ、適切なのでしょうか。

A 新たに設置する「東京都地域公益活動推進協議会」は、一部の希望する法人により構成するのではなく、東京都内のできる限り多くの社会福祉法人が構成員となって活動していく組織にしていきたいと考えています。そして、その活動のために皆で負担する費用という意味から、「負担金」という用語を用いました。より、わかりやすく、法人や事業所が費用を拠出しやすい名称としてどのような用語がよいのか、今後さらに検討して参りますので、ご意見を積極的にお寄せいただきますようお願いいたします。

■地域公益活動に関する情報発信について

Q19 事業所が地域で積極的に地域公益活動に取り組んでいくためには、様々な先行事例等の情報が必要だと思いますが、情報提供をしてもらえるのですか。

A 現在、東社協の広報誌「福祉広報」やホームページ等で先行事例の情報提供を行っているところです。法人・事業所の皆様による積極的な情報提供についてご協力をお願いいたします。また、今後、推進協議会としても、広報・情報発信のしくみについても検討し、積極的に進めていきたいと考えています。

参 考

1 東京都社会福祉協議会社会貢献事業検討委員会設置要項

平成 27 年 5 月 29 日
東京都社会福祉協議会

1 目的

社会福祉法人が主体性、開拓性、先駆性、公共性等に基づき、地域のニーズに率先して応えるため、都内で社会福祉事業を営む社会福祉法人が連携して実施する社会貢献事業のあり方について検討し、会長に提言する。

2 検討方針

- (1) 多くの法人・施設が地域の中で社会貢献活動に参加できるよう、法人の特性や地域の実情に即して実施できる柔軟なメニューを検討する。
- (2) 区市町村域におけるネットワーク化、検討の状況を踏まえ、全体のスキーム、財源、広域における事業等を検討する。
- (3) 社会福祉法等改正に伴う国の動向と調整しつつ検討していく。

3 検討期間

平成 27 年 6 月～平成 28 年 3 月（予定）

4 委員構成（16 名）

- (1) 学識経験者 2 名
- (2) 法人・施設代表
 - ① 社会福祉法人協議会会長
 - ② 社会福祉法人協議会代表
 - ③ 東京都高齢者福祉施設協議会代表
 - ④ 知的発達障害部会代表
 - ⑤ 保育部会代表
 - ⑥ 児童・女性福祉連絡会代表
- (3) 行政・地域代表
 - ① 東京都福祉保健局総務部事業調整担当部長
 - ② 行政（区部・市部）
 - ③ 区市町村社会福祉協議会代表 2 名（事務局長級、区部・市部各 1 名）
 - ④ 東京ボランティア・市民活動センター所長
 - ⑤ 民生児童委員協議会代表
- (4) 東社協事務局
 - ① 事務局長

5 小委員会

○細目の調整のため必要に応じ、小委員会を置く。

6 運営

委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

7 事務局

東京都社会福祉協議会福祉部社会貢献等特命担当に事務局を置く。

2 東京都社会福祉協議会 社会貢献事業検討委員会、小委員会 名簿

■社会貢献事業検討委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

任期：平成27年6月1日～平成28年3月31日

	氏名	所属	
1	◎小林 良二	東洋大学 教授	学識経験者
2	中島 修	文京学院大学 准教授	学識経験者
3	○品川 卓正	東社協 社会福祉法人協議会会長 村山苑 理事長	法人・施設代表
4	相羽 孝昭	東社協 社会福祉法人協議会代表 アゼリヤ会 常務理事	法人・施設代表
5	西岡 修	東社協 東京都高齢者福祉施設協議会代表 白十字ホーム 施設長	法人・施設代表
6	高澤 勝美	東社協 知的発達障害部会代表 武蔵野デイセンター山びこ 理事・施設長	法人・施設代表
7	下竹 敬史	東社協 保育部会代表 さくら福祉会 さくら保育園 理事長・施設長	法人・施設代表
8	武藤 素明	児童・女性福祉連絡会代表 二葉保育園 常務理事、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括園長	法人・施設代表
9	坂本 尚史	東京都福祉保健局総務部事業推進担当部長	行政・地域代表
10	榎本 圭介	品川区福祉部長	行政・地域代表
11	伊藤 幸寛	三鷹市健康福祉部長	行政・地域代表
12	伊藤 重夫	区市町村社会福祉協議会 区部代表 杉並区社会福祉協議会 事務局長	行政・地域代表
13	粕谷 静男	区市町村社会福祉協議会 市町村部代表 調布市社会福祉協議会 事務局長	行政・地域代表
14	山崎 美貴子	東京ボランティア・市民活動センター所長 神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授	行政・地域代表
15	大江 義宏	民生児童委員協議会代表 都民連常任協議員・練馬区民児協代表会長	行政・地域代表
16	小林 秀樹	東京都社会福祉協議会 事務局長	東社協事務局

■普及啓発小委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

任期：平成27年7月～平成28年3月31日

	氏名	所属	
1	◎斉藤 弘美	社会福祉法人協議会 社会貢献事業推進委員会委員 社会福祉法人大洋社 常務理事	社会福祉法人協議会
2	○阿部 敏哉	東京都高齢者福祉施設協議会 制度検討委員会委員長 社会福祉法人武蔵野 武蔵野市桜堤ケアハウス 統括施設長	東京都高齢者福祉施設協議会
3	小澤 恭男	社会福祉法人白十字会 東京白十字病院 事務長	医療部会
4	青堀 正 塩崎 審治 (H28.1～)	更生福祉部会 副部会長 社会福祉法人有隣協会 更生施設 さざなみ苑 施設長	更生福祉部会
5	手塚 真一	社会福祉法人村山苑 村山荘 施設長	救護部会
6	熊田 栄一	社会福祉法人救世軍社会事業団 婦人保護施設 救世軍新生寮 施設長	婦人保護部会
7	平井 寛	身体障害者福祉部会 副部会長 社会福祉法人東京緑新会 多摩療護園 施設長	身体障害者福祉部会
8	伊能 恵子	社会福祉法人ダビデ会 昭島ナオミ保育園 園長	保育部会
9	遠田 滋	児童部会子育て支援事業委員長 社会福祉法人六踏園 調布学園 施設長	児童部会
10	真下 恵子	社会福祉法人愛隣団 母子生活支援施設 さくら荘 施設長	母子福祉部会
11	菫澤 眞理	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院附属乳児院 院長	乳児部会
12	月岡 亮	知的発達障害部会 利用者支援研究会副会長、副部会長 社会福祉法人つるかかわ学園 障害者支援施設つるかかわ学園 事務局長	知的発達障害部会
13	草野 時典	障害児福祉部会 副部会長 社会福祉法人天童会 秋津療育園 常務理事	障害児福祉部会
14	木藤 博之	区市町村社会福祉協議会部会事務局長会幹事 国立市社会福祉協議会 事務局長	区市町村社協部会
15	原 幹生	東京都社会福祉協議会 福祉部長	東社協事務局

■広域連携事業検討小委員会 委員名簿

委 員

◎委員長

	氏名	所属	
1	◎田中 雅英	社会福祉法人大三島育徳会 常務理事	高齢・障害
2	高橋 信夫	社会福祉法人武蔵野会 理事、本部長	障害
3	佐藤 功	社会福祉法人大田幸陽会 理事、事務局長	障害

	氏名	所属	
4	大迫 正晴	社会福祉法人大田幸陽会 理事、 さわやかワークセンター 所長	障害・低所得
5	田中 正己	社会福祉法人三社会 理事長、平和保育園 園長	保育
6	青野 修平	社会福祉法人正夢の会 稲城市障害者総合相談センター マルシェいな ぎ センター長	障害
7	室地 隆彦	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 常務理事、事務局長	区市町村社協

担当委員・アドバイザー・オブザーバー・協力者

	氏名	所属	
1	品川 卓正	社会福祉法人協議会会長、 東社協社会貢献事業検討委員会副委員長 社会福祉法人村山苑 理事長	担当委員
2	中島 修	文京学院大学 准教授 東社協社会貢献事業検討委員会委員	アドバイザー
3	田中 勝	東京都福祉保健局生活福祉部生活支援課長	オブザーバー
4	上野 恵子	社会福祉法人練馬区社会福祉協議会 生活サポートセンター所長	協力者

■財源・基金検討小委員会 委員名簿

◎委員長

任期：平成27年11月24日～平成28年3月31日

	氏名	所属	
1	◎品川 卓正	東社協 社会福祉法人協議会会長 村山苑 理事長	社会福祉法人協議会
2	西岡 修	東社協 東京都高齢者福祉施設協議会代表 白十字ホーム 施設長	東京都高齢者福祉施設協議会
3	高澤 勝美	東社協 知的発達障害部会代表 武蔵野デイセンター山びこ 理事・施設長	知的発達障害部会（障害者施設）
4	田中 正己	三社会 理事長、平和保育園 園長	保育部会
5	武藤 素明	児童・女性福祉連絡会代表 二葉保育園 常務理事、二葉学園・二葉むさしが丘学園統括園長	児童部会（措置施設）
6	伊藤 重夫	区市町村社会福祉協議会 区部代表 杉並区社会福祉協議会 事務局長	区市町村社協部会
7	粕谷 静男	区市町村社会福祉協議会 市町村部代表 調布市社会福祉協議会 事務局長	区市町村社協部会
8	小島 敏則	東京都社会福祉協議会 総務部長	東社協事務局

オブザーバー

	石塚 宣	東京都福祉保健局総務部事業推進担当課長	オブザーバー
--	------	---------------------	--------

3 東京都社会福祉協議会 社会貢献事業検討委員会 開催経過

	日 時	内 容
第1回	平成27年 7月30日(木) 午後2~4時	1 挨拶 2 委員紹介 3 正副委員長選出 4 これまでの検討経緯及び「中間のまとめ」について 5 平成27年度の取組みについて (1) 平成27年度社会貢献事業に関する事業計画 (2) 社会貢献事業に関する社会福祉法人のネットワーク化モデル事業 (3) 社会福祉法人の社会貢献事業に関する区市町村社協情報交換会 (4) 社会福祉法人による「社会貢献活動」事例の募集について (5) 普及啓発小委員会の設置について (6) 広域連携事業に関する情報収集について (7) 東社協社会貢献事業局内プロジェクトについて 6 意見交換
第2回	平成27年 11月24日(火) 午後6~8時	1 挨拶 2 委員紹介 3 報告事項 (1) 全体の進捗状況について (2) 各地域のネットワーク化の状況について (3) 普及啓発の取組みについて (4) 情報発信の取組みについて (5) 実施体制について 4 協議事項 (1) 財政・基金に関する検討について (2) 広域連携事業に関する検討について 5 意見交換
第3回	平成28年 1月12日(火) 午前10~12時	1 挨拶 2 報告事項 (1) 全体の進捗状況及び今後の予定について (2) 各地域のネットワーク化の状況について (3) 普及啓発の取組みについて (4) 情報発信の取組みについて 3 協議事項 (1) 広域連携事業について(小委員会提案) (2) 財源・基金に関する基本方針について(小委員会案提案) (3) 事業実施組織(案)及び名称変更について (4) 今後の進め方及び平成28年度計画について 4 意見交換
第4回	平成28年 2月8日(月) 午後2~4時	1 挨拶 2 報告事項 (1) 部会における説明・意見交換の際の主な意見等 ・実施体制について ・広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」について ・財源・基金に関する基本方針について 3 協議事項 (1) 「東京都地域公益活動推進協議会」の設置及びスキームについて (2) 広域連携事業「はたらくサポートとうきょう」について 4 意見交換
第5回	平成28年 3月15日(火) (文書審議)	1 協議事項 東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動について「報告書」(案)
正副委員長会	平成28年 3月25日(金) 午後6時~ 7時30分	1 協議事項 (1) 東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動について「報告書」(案) (2) 今後のスケジュール (3) 地域公益活動推進協議会設立準備委員会について 2 その他
		「東京都における社会福祉法人の連携による地域公益活動について」報告書 発行

